

青森県報

第二千九十四号

平成十五年七月二日(水曜日)

目次

告示

国定公園に関する公園事業の変更	……………	(自然保護課)	…	一
結核予防法による医療機関の指定	……………	(健康医療課)	…	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	……………	(障害福祉課)	…	二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	……………	(同)	…	二
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	……………	(同)	…	二
公告				
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	……………	(文化・スポーツ振興課)	…	二
右 同	……………	(同)	…	三
出先機関				
土地改良区の役員の住所変更	……………	(上北地方農林水産事務所)	…	三

告示

青森県告示第四百四十七号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第七条第四項の規定により決定した津軽国定公園に関する公園事業を変更したので、同法第八条第四項において準用する

同法第七条第六項の規定によりその概要を次のとおり公示する。
なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び岩崎村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

白神岳線歩道事業(平成九年十月十三日青森県告示第六百八十一号で公示)の変更

変更後の公園事業の名称	位置																		
白神岳線歩道事業	<table border="0"> <tr> <td>起点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(一ツ森車道合流点)</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(東岩崎山国有林百九林班)</td> </tr> <tr> <td>起点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(白神岳)</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(松神・国定公園境界)</td> </tr> <tr> <td>起点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(白神岳)</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>西津軽郡岩崎村</td> <td>(二股分岐)</td> </tr> </table>	起点	西津軽郡岩崎村	(一ツ森車道合流点)	終点	西津軽郡岩崎村	(東岩崎山国有林百九林班)	起点	西津軽郡岩崎村	(白神岳)	終点	西津軽郡岩崎村	(松神・国定公園境界)	起点	西津軽郡岩崎村	(白神岳)	終点	西津軽郡岩崎村	(二股分岐)
起点	西津軽郡岩崎村	(一ツ森車道合流点)																	
終点	西津軽郡岩崎村	(東岩崎山国有林百九林班)																	
起点	西津軽郡岩崎村	(白神岳)																	
終点	西津軽郡岩崎村	(松神・国定公園境界)																	
起点	西津軽郡岩崎村	(白神岳)																	
終点	西津軽郡岩崎村	(二股分岐)																	

青森県告示第四百四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	まつぞのクリニツク なかさと調剤薬局 成田あつしクリニツク みつばち薬局 いちろろうクリニツク	所在地	三沢市松園町三丁目九の四 北津軽郡中里町大字宮野沢字浦島九八の三一 青森市浪館前田三丁目二二の八 青森市浪館前田三丁目二二の九 弘前市大字福村字早稲田一〇の三	指定年月日	平成一五・一 一五・四・三〇 一五・六・三 " 一五・六・一
----	---	-----	---	-------	--

青森県告示第四百四十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人あおもり24	青森市旭町二丁目二二の五	居宅介護等事業	特定非営利活動法人あおもり24	青森市大字浜田三丁目三五七の三	平成一五・四・一	

青森県告示第四百五十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人あおもり24	青森市旭町二丁目二二の五	居宅介護等事業	特定非営利活動法人あおもり24	青森市大字浜田三丁目三五七の三	平成一五・四・一	

青森県告示第四百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人あおもり24	青森市旭町二丁目二二の五	居宅介護等事業	特定非営利活動法人あおもり24	青森市大字浜田三丁目三五七の三	平成一五・四・一	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十五年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人花さき村

三 代表者の氏名
河原木 幸二

四 主たる事務所の所在地
八戸市小中野五丁目一の二四

五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者(児)に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プロジェクト五所川原倶楽部

三 代表者の氏名
岩谷 勇幸

四 主たる事務所の所在地
五所川原市字大町三二

五 定款に記載された目的
この法人は、青森県五所川原市において、中心商店街のまちづくりや、立佞武多

を活用した文化・観光の事業を行なうことによって、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年七月二日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	八嶋 勝見	旧住所 ○上北郡天間林村大字天間館字白石三 新住所 上北郡七戸町字荒熊内六七の四六六	平成一五・六・一九

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭